

FAQ

令和6年能登半島地震に対応した リスケ保証料補助の取扱いに関するFAQ

令和6年6月4日 作成
令和6年7月1日 一部修正



対象制度

(下記は保証書上の表記制度名です)

- ・ 県コロナ緊 国
- ・ 伴走特別 国
- ・ 伴走特別 県
- ・ 伴走特別 県物価
- ・ 伴走特別 県復興
- ・ 改善サポ 感染

申請期限：令和6年12月27日



事務手続きについて

申込時に罹災証明書等を添付できる方

条変申込書一式



罹災証明書等

保証料
支払免除

※変更保証書（保証料送金のお知らせ）に支払い保証料額が表記されますが、保証条件に「保証料支払免除」と記載されたものは支払う必要はありません。

罹災証明書等を取得見込みの方

条変申込み時に、「罹災証明書等」の取得見込みである旨協会担当者へ申し付けください。

保証料
支払猶予

※変更保証書に「保証料支払猶予」と記載されます。
R6.12.27までに罹災証明書等と変更保証書（写）を提出してください。
※期限までに提出できなかった場合は保証料をお支払いいただくことになります。

R6.1.1以降の条変受付分で保証料を既にお支払い済みの方

条件変更信用保証料返金依頼書※



罹災証明書等

支払保証料
返還

後日、協会から指定口座へ振り込みます（申請から数か月かかります）

※所定用紙「条件変更信用保証料返金依頼書」は当協会HP金融機関専用共通書式からダウンロードできます。



閲覧には金融機関専用IDとPASSが必要です。

Q1. どんな事業者がリスク保証料補助の対象者になりますか



事業用資産に係る罹災証明書等(事業者名義のもの)を取得した事業者で、対象制度※の約定返済額の緩和または元金返済の猶予を行う方が対象者になります。

※対象制度(保証書表記名): ①県コロナ緊急国 ②伴走特別国 ③伴走特別県 ④伴走特別県物価
⑤伴走特別県復興 ⑥改善サポ感染

※被害の程度は問いません

Q2. 罹災証明書等とはどのような書類ですか



原則として、被災した建物や設備等に対して、その所在地を所管する自治体が認定調査を行い、被害の程度を認定する証明書です。

本制度では、事業用資産に係る事業者名で取得した罹災証明書を基本としています。

※罹災証明書以外の書類として「罹災届出証明書」「被災届出証明書」などがありますが、これらの証明書を添付するときは、金融機関のご担当者様が被災の事実を確認した写真等の添付が必要となります。また、同証明書で事業用の物件であることが判別できない場合も写真等の添付が必要となります。



Q3. 事業用として賃借している物件が被災したのですが、対象になりますか

対象になりません。被災した物件は事業者さまが所有していることが必要です。
~~必要に応じ、不動産登記簿謄本(写)等の確認書類の提出をお願いすることがあります。~~
賃借物件で被災されても、事業用資産に係る事業者名で取得した罹災証明書等であれば対象になります。



Q4. 被災内容が全半壊でなくても対象になりますか

リスケ保証料補助の対象になります。
罹災証明書の被害の程度はどのようなものでも、対象になります。

Q5. リスケ保証料補助措置と同時に、県伴走復興保証にて真水資金の導入は可能ですか

リスケと新規保証を同時に利用できるかどうかは個別にご相談ください。
なお、県伴走復興保証(正式名称:令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証)は、罹災証明書等の被害の程度によって要件書類が異なりますのでご注意ください。
県伴走復興の要件詳細は石川県信用保証協会ホームページ等でご確認ください。